

2014年1月24日

産業構造審議会 知的財産分科会とりまとめ(案)に対するパブリックコメント

ARIS(技術サービス協会)代表幹事

大友朗紀

ATISとして、特許等の知的財産情報を活用、提供する立場で意見をとりまとめましたので、ご提出致します。今後の知的財産分科会の検討の中でご考慮頂ければ幸いです。

1. 「世界最速・最高品質」の審査の実現について(P3、P5)

日本の特許審査の品質の高さは従来から評価されているところであるが、それに加えて世界最速の審査が実現されることを要望する。この実現のためには、外国語文献の調査範囲の拡大のみならず、公知例調査の精度を高めて行く必要があり、特許庁が提供する特許情報の早期の整備、充実を要望する。

2. IPDLの充実について(P4、P6)

「世界最速・最高品質の特許審査の実現」と一体で特許等知的財産情報をより充実させるIPDLの刷新は歓迎すべきであり、早期の実現を要望する。また、これにより、海外企業が日本特許公報の活用を高めることで、世界における日本特許の影響力が高まると期待する。

- 日本の特許情報は、過去分の公開公報件数を考えると、世界でトップレベルの量があり、充実した特許情報が蓄積されている。最近では、欧米での特許紛争においても、無効文献として日本の特許情報が注目されつつあり、今後、日本の特許情報の活用ビジネスが拡大すると期待できる。
- 今後とも、出願数が増加するだろう中国・韓国等主要新興国の特許文献を高い精度で日本語に翻訳し、閲覧および全文検索ができるシステムは、日本企業にとってのメリットも大きいものであり、開発を加速していただきたい。なお、まだ機械翻訳による翻訳精度には限界があることが想定されることから、例えば、日本の成長戦略分野などに限っては、翻訳精度を高めるために人為的な翻訳も並行して進めることも検討すべきである。また、今後新興国のさらなる台頭に備え、中国・韓国以外のロシア、スペイン、ポルトガルなどの言語に対する準備も早期に開始すべきである。
- 欧米が推進する新しい特許分類であるCPCについては、外国文献の特許検索においてその重要性が急速に高まっており、「特許検索ポータルサイト」のようなIPCやFIからの特許分類コンコーダンスツール、CPC分類検索ツールの拡充、およびそれらの高頻度のメンテナンス運用をお願いしたい。
- グローバルな視点で特許情報を入手するニーズが高まっており、EPO、USPTOなどが提供している特許情報とIPDLが相互にリンクされることを要望する。

### 3. 「技術動向調査」の更なる拡充とその情報発信強化(P7)

中国等の新興国に対象範囲を広げることは国内企業にとっても大きなメリットがあり、ぜひ推進していただきたい。加えて、その際には調査に関するノウハウを国内の場合以上に開示していただくことを要望する。

また、特許庁で実施の技術動向調査は概してマクロ的な調査に留まりがちである。例えば、特定される主要企業へのマイクロ調査等を含むことで、より充実した調査になることが期待できる。

### 4. 既に公開されている技術文献の調査に関する支援(P10)

中小企業の出願に対する「先行技術調査の支援」について、特定登録調査機関等の活用した施策が検討されているが、対象は特定登録調査機関だけではなく、一般の特許調査会社等の活用も視野に入れ、より充実したものとすべきである。

例えば、「特定登録機関制度」の調査機関に対し、一般の特許調査会社を「一般調査機関」として届出制とし、一般調査機関のサーチレポートを添付すれば、費用を軽減する方策が考えられる。これにより、中小企業の特許調査利用が促進されると共に、一般調査機関の競争による調査品質の向上が図られる。

### 5. 出願公開のあり方を含めた特許情報を経由した技術流出への対応の検討(P10)

海外で日本の特許情報が製品開発の参考にされていることは事実である。特許情報は、先行技術調査、特許無効化の調査だけでなく、技術動向を把握するためにも重要な情報である。出願公開の在り方については、出願公開を抑制することによって産業への悪影響が及ぶことがないよう、慎重な検討を要望する。

- 特許制度は、独占権の付与とのトレードオフで公開を義務付けているものであり、出願されたものの公開を抑制することには慎重を期すべきである。企業としては、発明はすべて出願するという従来の姿勢から、ノウハウとしてクローズするものと、特許として権利化するものとの選別した、広義の知財戦略を考えるべき時代にきていると思われる。
- 特許公開の抑制よりは、ノウハウと特許出願の選別をすでに実施しているグローバル企業のヒアリング等により、そのやり方をまとめ、今後の企業の知的財産戦略に資するような調査研究が望まれる。
- したがって、必要以上に非公開を正当化する制度はさけるべきである。グローバルな企業活動を支援する視点から国際的にハーモナイズされたルールの下での非公開制度として検討すべきである。それが公開されないことによる権利の安定性（公開されなかった先の出願により後願の特許が無効となる恐れ）が問題となる可能性があることや、大きな市場をもつ地域・国が独自に追随したりすると逆効果になる恐れがある。

以上